滋賀県介護職員研修受講支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、介護職員の資格取得を支援するため、介護サービス事業者が従業者等に研修を受講させる経費に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第９号。以下規則という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　補助対象事業者 県内で次に掲げる事業のいずれかを行う法人をいう。

ア　介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第８条第１項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業

イ　法第８条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業

ウ　法第８条第26項に規定する施設サービスを行う事業（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による改正前の法第８条第26項に規定する介護療養施設サービスを含む。）

エ　法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、

介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予

防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業

オ　法第８条の２第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

(2)　介護員養成研修　介護保険法施行令(平成10年政令第412号) 第３条第１項第１号イおよびロに掲げる研修で、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第１項に規定する介護職員初任者研修課程および生活援助従事者研修課程に係るものをいう。

(3)　実務者研修　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第２項第５号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において実施される実務者研修をいう。

（補助金対象事業）

第３条　この補助金は、「滋賀県介護職員研修受講支援事業実施要綱」に基づき、補助対象事業者が従業者等に介護員養成研修または実務者研修を受講させる際に要する経費を交付の対象とする。

（対象経費および補助金の額）

第４条　この補助金の対象経費および交付額は、別表のとおりとする。

（補助金交付申請）

第５条　規則第３条に規定する補助金交付申請は、別記様式第１号により知事に提出するものとし、提出期限は別に定める。

２　補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63 年法律第108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25 年法律第226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第６条　規則第５条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1)　補助事業の重要な内容を変更しようとするとき、または、中止・廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(2)　事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(3)　補助金と事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした別紙による調書を作成し、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え当該収入および支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿および証拠書類を事業完了後５年間保管しておかなければならない。

（変更交付申請）

第７条　補助事業者は、補助事業の重要な内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（別記様式第２号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業実績報告）

第８条　規則第12条に規定する補助事業等実績報告は、別記様式第３号に関係書類を添えて、事業完了後30日以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

２　第５条第２項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（標準事務処理期間）

第９条　標準事務処理期間は次のとおりとする。

(1)　規則第４条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第３条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(2)　知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3)　規則第13条の規定による額の確定は、第５条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が０円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第４号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第11条　補助事業者は、第５条の規定に基づく交付の申請、第７条の規定に基づく変更の申請、第８条第１項の規定に基づく実績報告および第10条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額報告については滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第12条　規則またはこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は、知事が別に定める。

付　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

付　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

付　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度分の補助金から適用する。

付　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度分の補助金から適用する。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助額 | 備考 |
| 従業者等にかかる介護員養成研修または実務者研修の受講料として補助対象事業者が負担した次の経費  ただし、受講者１名につき100,000円を上限とする  (1)補助対象事業者が研修機関に直接支払った受講料（学則で定める額の範囲内）  (2)従業者等が負担した受講料に対して補助対象事業者が支払った支給金（学則で定める額の範囲内） | 受講者１名ごとに補助対象事業者が負担した補助対象経費の２／３に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする） | 途中で受講を中止した場合その他の事情により事業実施年度内に研修を修了できなかった場合は補助対象としない  当該受講料について、他からの助成・貸付等を受けている場合は補助対象としない |